



東京労働局

平成 29 年度 足立労働基準監督署の取組

～誰もが安心・納得して働けるTOKYOへ～

管内の概況

当署は足立区、荒川区を管轄し、両区の面積は約 63 平方km、人口は約 89 万人で、管内のほぼ中央に荒川、足立区と荒川区の境に隅田川、足立区と葛飾区の境に中川が流れており、北部の埼玉県との境界も河川に接しています。

交通網は、管内南部をJR常磐線・山手線・京浜東北線、東京メトロ千代田線・日比谷線、京成本線が走り、中央を東武伊勢崎線（スカイツリーライン）が走っていますが、平成 17 年に首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス、平成 19 年に東京都交通局日暮里・舎人ライナーが東武伊勢崎線を挟んで南北方向に開通しました。これらの路線の多くが乗り入れている北千住駅は、1 日の利用者数が 120 万人を超える都内有数の駅となっています。

管内の産業

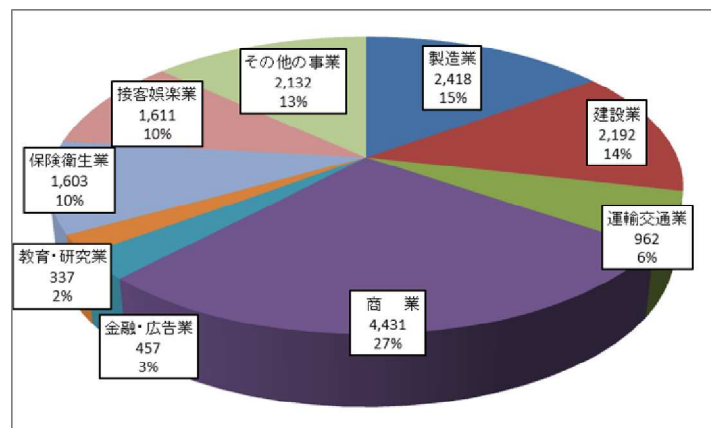
管内の適用事業場数は約 1 万 6 千、労働者数は約 26 万人です。

河川や日光街道等交通の便が良いことから、古くから、化学工業、木材合板製造業、金属製品製造業、印刷・製本業、繊維製品製造業などが発達してきましたが、昭和 40 年代以降は他県や国外に移転するなどにより製造業が減少しています。

最近では、日暮里・南千住地区、西新井・新田地区に高層マンションを中心とした大規模再開発や大学開設（東京芸術大学千住キャンパス、東京未来大学、帝京科学大学千住キャンパス、東京電機大学東京千住キャンパス、首都大学東京荒川キャンパス）が進み、さらに、文教大学も足立区花畑に平成 32 年新キャンパス開設を計画しています。

管内の適用事業場を産業別に見ると、卸売・小売業等の商業が 35%を占めており、次いで、製造業 18%、接客娯楽業 11%となっています。また、全体の 76%の事業場が労働者 10 人未満の小規模零細事業場です。

* 適用事業場の概要 *



「総務省統計局『経済センサス - 基礎調査』（平成 26 年）の調査票情報を独自集計したもの」

1 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止

「働き方改革」における長時間労働の是正については、「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略 2016」において、その取組強化が盛り込まれ、政府全体で取り組んでいるところですが、当署管内においても、長時間労働に起因する脳・心臓疾患、精神疾患の健康障害が発生していることから、引き続き、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止対策を推進します。

<取組>

労働時間、割増賃金等の労働基準法の規定の履行確保

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知

定期健康診断や医師による面接指導の実施などの徹底

労働衛生管理体制の整備及び衛生委員会等の適切な運営の促進

2 建設業及び第3次産業対策を始めとした労働災害防止の徹底

平成 28 年に管内で発生した休業 4 日以上死傷災害は、605 件で前年比 13 件（2.1%）の減少となりました。平成 25 年度からの 5 年間は、第 12 次東京労働災害防止計画（Safe Work TOKYO）における当署目標（480 件以下）の達成に向け、労働災害の着実な減少を図るための対策を推進中ですが、この目標達成のためには平成 29 年も、平成 28 年以上に労働災害を減少させることが必要となっています。

足立署の第 12 次労働災害防止計画の目標

最終年度である平成 29 年度には、第 11 次労働災害防止期間の最終年である平成 24 年と比して死傷災害を 15%以上減少させることを目標とします。

死亡災害の目標(平成 29 年度)・・・0 件

死傷災害の目標(平成 29 年度)・・・480 件以下

労働者の安全を確保するための対策

<取組>

災害多発業種（建設業、ハイヤー・タクシー業、陸上貨物運送事業、第 3 次産業）に対する労働災害防止対策の推進

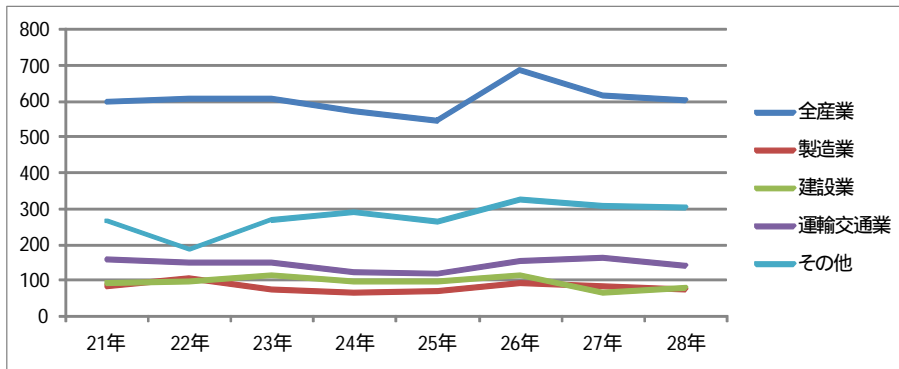
墜落・転落、転倒災害防止対策の推進

製造業を中心とした機械災害防止対策の推進

安全衛生管理体制の確立と安全衛生活動の活性化の促進

リスクアセスメント等の実施の促進

* 産業別・年別労働災害の推移 *



3 メンタルヘルス対策及び職業性疾病対策の推進

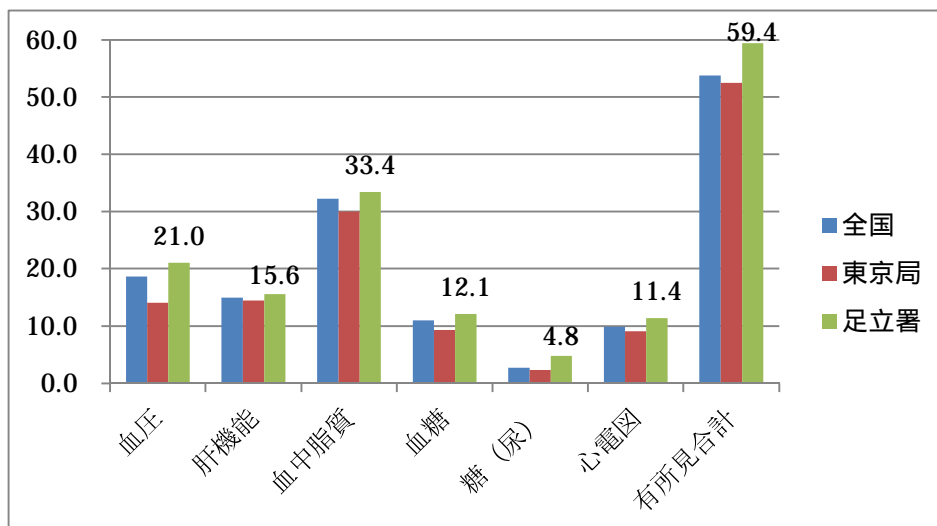
一般健康診断の結果、「何らかの所見を有する」労働者の割合が平成28年は59.4%で、全国及び東京労働局の有所見率を上回っている状況にあり、中でも脳・心臓疾患の発症につながる項目で所見を有する労働者が高い率で認められ、また、仕事や職業生活に関する強い不安やストレス等を感じる労働者も多い状況にあります。

さらに、腰痛、熱中症、じん肺等の職業性疾病が依然として多数発生しており、アスベストによる健康障害も懸念されているところです。

< 取組 >

- ストレスチェックの実施及び報告の徹底、産業保健総合支援センターの利用促進
- 化学物質による健康障害防止対策の推進
- 解体工事を中心とするアスベストによる健康障害防止対策の推進
- 職業性疾病（腰痛、熱中症、じん肺等）予防対策の推進
- 健康診断の完全実施と事後措置の徹底
- 産業保健活動の活性化、健康づくり及び受動喫煙防止対策の推進

* 平成28年定期健康診断結果有所見率（%）*



4 法定労働条件の確保、適正な労働条件の整備等

平成 21 年以來増加していた申告受理件数、立替払認定申請件数は、平成 24 年に減少に転じ高止まりの状況でしたが、平成 27 年は申告受理件数について大幅な増加となりました。今後も申告事案等について迅速な対応を図るほか、以下の事項に重点的に取り組めます。

< 取組 >

法定労働条件の履行確保

労働時間の適正管理と賃金不払残業の解消

自動車運転者、介護労働者等の労働時間等の労働条件の確保

年次有給休暇の取得促進などワークライフバランスの実現に向けた啓発

労働契約法の周知等

最低賃金の周知と履行確保

* 申告受理件数の推移 *

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
受理総数	213	228	229	168	187	160	237	204
賃金不払	185	180	196	148	148	146	198	164
解雇	52	72	50	35	29	25	39	40

* 未払賃金立替払制度の運用状況 *

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
申請企業数	13	14	23	11	8	14	15	8
認定企業数	10	14	16	12	6	11	11	4

認定企業数は前年繰越を含む

5 迅速・適正な労災補償の実施

労災保険は、業務上又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して被災労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う制度です。なお、平成 28 年度における脳・心臓疾患事案等の請求件数については、脳・心臓疾患事案 7 件、精神障害事案 11 件、石綿関連疾患 26 件で、労災保険給付請求について迅速・適正な処理が求められています。

< 取組 >

労災補償業務の適正な事務処理の徹底及び長期未決事案の発生防止

労働保険未手続事業の一掃対策の推進

過労死等事案にかかる的確な労災認定

石綿関連疾患にかかる的確な労災認定